

消費者委員会本会議（第309回）  
議事録

# 消費者委員会本会議（第309回）

## 議事次第

1. 日時 令和元年9月3日（火） 11:00～11:32

2. 場所 消費者委員会会議室

3. 出席者

宮腰内閣府特命担当大臣、山崎内閣府事務次官、別府内閣府審議官、  
渡邊大臣官房総括審議官

（委員）

山本委員長、片山委員長代理、生駒委員、受田委員、大石委員  
木村委員、清水委員、新川委員

（事務局）

二之宮事務局長、福島審議官

4. 議事

（1）開 会

（2）宮腰内閣府特命担当大臣御挨拶

（3）消費者委員会委員紹介

（4）委員長の互選

（5）その他（消費者委員会の下部組織について）

（6）閉 会

## 《 1. 開会 》

○二之宮事務局長 本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。  
ただいまから「消費者委員会」第309回本会議を開催いたします。

なお、本日から、9月1日に任命された消費者委員会委員による新たな体制での委員会となります。

委員長が決まるまでの間、私、消費者委員会の事務局長の二之宮が会議の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の配付資料は、議事次第記載の資料1及び参考資料1から5までとなっております。

不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

---

## 《 2. 宮腰内閣府特命担当大臣御挨拶 》

本日は、宮腰内閣府特命担当大臣、山崎内閣府事務次官、別府内閣府審議官、渡邊大臣官房総括審議官がお越しになられております。

まずは、宮腰内閣府特命担当大臣より、御挨拶をいただきたいと思っております。

○宮腰大臣 座ったままで失礼させていただきます。

消費者及び食品安全担当大臣の宮腰光寛でございます。

第6次となる消費者委員会の初めての会合の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員をお引き受けいただいた方々に厚く御礼を申し上げたいと存じます。

消費者庁及び消費者委員会が設立10周年を迎えた重要な時期に、委員に任命された皆様には、現下の消費者行政をめぐる諸課題について、積極的に御議論をいただきたいと考えております。

デジタル化や国際化など、消費者を取り巻く環境は大きく変化する中で、消費者像も、社会的に配慮を要する方々に加えて、SDGsなどの社会的価値に目を向けた賢い消費者も出てきている、そういう時代になってきております。

そのような中、委員の皆様には、現場の実態に即しつつ、特に消費者の権利擁護を通じた日本経済の発展という観点からも御議論いただければと考えております。

今回が309回目となりますけれども、この回数が物語るように、大変忙しい消費者委員会であり、充実した審議を通じて、消費者委員会の機能をしっかりと発揮していただくことを祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

○二之宮事務局長 ありがとうございます。

宮腰大臣は、御公務により、ここで御退席とされます。

(宮腰大臣退室)

○二之宮事務局長 続きまして、内閣府幹部を代表して、山崎事務次官より一言御挨拶をいただきたいと思います。

○山崎事務次官 内閣府次官の山崎でございます。

私、消費者行政に関しましては、実は地方分権の観点、それから地方における消費者行政という観点から、旧自治省の出身でございますので、ずっといろいろなことに取り組んでまいりました。

もちろん、行政委員会でございますので、先生方は独立して自由な御建議をいただいて、しっかりと我々は受け止めてまいりたいと思いますが、内閣府はいろいろなことをやっております。事務局は、事務局長以下しっかりとやりますが、私どもも背後からお支えをしていきたいと思っております。何かありましたら是非遠慮なく申し込みたいと思っております。今後、引き続きよろしくお願いいたします。

### 《 3. 消費者委員会委員紹介 》

○二之宮事務局長 ありがとうございます。

続きまして、消費者委員会委員紹介に移らせていただきます。

この機会に委員の皆様から簡単な自己紹介や消費者委員会委員としての抱負を含め、一言ずつ御挨拶いただければと思います。

それでは、五十音順で生駒委員から順にお願いいたします。

○生駒委員 皆様、初めまして、本年度より参加させていただきました、生駒芳子と申します。

座らせていただきます。

私の本業はファッションでございまして、ファッション雑誌の編集者を長年しておりましたので、その意味では、読者は消費者ですので、消費者の近くにいて仕事をしてまいりましたが、ファッションの中でも、私の非常に強い関心を持って取り組んできましたのが、エシカルファッションです。昨今、SDGsの影響でファッションの世界にも非常に大波が来ておまして、今回、こういった消費者委員会に参加させていただくという機会を得まして、ぜひ、その点は深堀りしていただければと思っております。

もう一つは、伝統工芸の開発事業にも取り組んでおりますので、日本のものづくりの在り方、それがマーケットの中で、どのように消費者の方々に受け止められて、そして、ちゃんとした価値付けがしていけるか、そういったことを私も勉強しながら取り組んでいきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○受田委員 失礼いたします。

第5次に引き続きまして、第6次も消費者委員会委員を仰せつかりました、受田浩之と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

座って自己紹介をさせていただきます。

第5次におきましては、私は、食品表示部会並びに新開発食品調査部会に部会長として関わらせていただきました。

この2年間を通じまして、食品をめぐる様々な課題あるいは消費者の皆様の思いというのをしっかりと勉強してきたつもりでございます。6次におきましても、微力ではございますけれども、これまでの経験をしっかりと活かし切り、さらに、消費者行政に対して、あるいは消費者の皆様に対して貢献できるように力を注いでまいりたいと思います。

なお、私、毎回高知からここに通っております。地方消費者行政の立場にも当然深い関心がございます。また、大学にいるという立場上、成年年齢の引下げが迫っているという中で、教育を通じた消費者行政あるいは消費者をめぐる様々な諸課題に関して、取組を進めてまいりたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○大石委員 初めまして、私は今、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、通称NACSの副会長をしております、大石と申します。今回、初めて消費者委員会に参画させていただくことになりました。

私は、これまでどちらかといいますと、環境やエネルギーの関連で持続可能な社会の形成ということで、経済産業省等の委員会に参加などをしてまいりましたけれども、やはり、先ほど大臣のお言葉にもありましたように、このSDGsという言葉が一過性のもので終わらないように、できるだけ弱い立場の人々に寄り添う形で、今回、委員会に参画していきたいと思っております。

引き続きまして、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○片山委員 初めまして、よろしくお願いいたします。

大阪で弁護士をしております、片山登志子と申します。

座って、自己紹介をさせていただきます。

私は、弁護士になって32年目になりますが、1年目のときに、偶然ですが、テレビ発火事件の被害者の方から依頼を受け、長年訴訟に関わってまいりました。

その後も、ガス湯沸かし器の事件など、まだPL法がない頃から、製品安全の問題に、現場で、被害者側で取り組むという経験をしてまいりました。

その中で、安全という問題は、生身の消費者の日頃の生活、ありのままの生活、そこにおける消費者の行動や意識というものをしっかりと理解し、受け止めた上で、その上での安全の在り方というものを考えて確保しなければならない、そのことの大切さを、身をもって感じてまいりました。

消費者安全調査委員会の委員も務めさせていただきましたが、そこでも、ありのままの消費者を前提に安全を考えるべきということで、いろいろと意見を申し上げてきました。

現在は、大阪の適格消費者団体ケーシーズの副理事長を務めておりますが、消費者の視点に立った安全・安心、それから良質な市場づくりということを目指しております、そのためには、消費者と事業者がきちんと理解し合ってコミュニケーションをとる、そこから良質な市場が生まれるという、そういう考え方に立っていろいろ取り組んでおります。

この委員会でも多様な観点から取組をさせていただきたいと思っております。

2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員 主婦連合会の木村と申します。よろしくお願ひいたします。

座って失礼いたします。

主婦連合会と申しますのは、1948年に不良マッチ追放主婦大会をきっかけに設立された全国組織の消費者団体でございます。今年で設立71年になります。

普通の生活者の声を政治にぶつけて、台所から政治を良くしようという願ひが、私どもの運動を支えております。

私どもは、消費者の権利を確立し、命と暮らしを守る社会を目指しますという運動方針の下、活動を行っております。

私もいろいろな活動を安全・安心な暮らしのためにしてまいりましたけれども、消費者、消費者団体、NPO、行政などと連携しながら、複雑化する情報化社会での新たな問題も含めまして、消費者の権利が尊重され、意見が反映されるように努力していきたいと思ひますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○清水委員 いつもお世話になります。公益社団法人全国消費生活相談員協会、通称全相協といひます。中部支部長をしています、清水かほると申します。

では、座って失礼させていただきます。

私は、勤務先が、名古屋市消費生活センターです。週に4回朝から晩まで市民の声を聞いております。今回、中部地方から選ばれたということでも、とてもうれしく思ひています。何よりも毎日市民の声を聞いておりますので、その声を届けられるのかなど、力としては非力ではあります、今日も相当緊張しておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○新川委員 同志社大学で教えております、新川達郎と申します。よろしくお願ひいたします。

恐縮ですが、座ってお話しさせていただきます。

私の専門分野は行政学という分野で、言ってみれば、お役所の研究ということをやっております。政治学の一分野なのですけれども、今回の委員就任に当たりまして、自分自身が研究対象になるということになるのかもしれないと思ひております。

これまで消費者委員会につきましては、前期まで幾つかの専門調査会で委員をさせていただき、いろいろと学ばせていただくことも多くございました。消費者庁について言えば、やはり、徳島オフィスというのが、1つ大きな、ある意味では、これからの消費者行政を考えていく上での重要なステップだったのではないかとと思ひております。

そこでの消費者行政新未来創造オフィスによる、新しい消費者行政の創造を目指したプロジェクトの成果を評価するのかといったところで、その評価に関わる検証専門調査会に委員として当たらせていただきました。

それから、地方消費者行政ということにつきましても、前の期に専門調査会を立上げられ、そこでの委員を務めさせていただきました。

総じて、この消費者行政ということについて、これをどういうふうに関後将来にわたって展開していったらいいのか、なかなかこの10年間を見ても、そしてまたこの数年の新しい動きを見ても、よほどしっかりと展望していかないと、かなり難しい局面に来ているなというのが、私

自身の印象としてはございます。

この辺り、新参者でございますので、どこまでお役に立てるかどうかわかりませんが、これからの消費者行政に向けて何がしか力を尽くせればと思っておりますし、先輩各位、各委員の皆様方にいろいろ御指導いただきながら、また、事務局の御尽力もいただきながら務めてまいればと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本委員 東京大学で行政法を教えております、山本と申します。

座って失礼をさせていただきます。

私の専門は、先ほどの新川委員が行政学であるのに対しまして、行政法として法分野の専門でございます。

とは申しましても、特に消費者行政に特化した研究を今までしてきたというわけではございませんが、縁がありまして、第3次の消費者委員会の委員に加わらせていただきました。

当時は、消費者委員会の所掌事務の事項の1つとなっていた個人情報保護法の大きな改正がございまして、この問題あるいは機能性食品表示の問題、あとは民間が行政活動を行う、それを公的な国や地方公共団体が支えるといったような行政の在り方について、いろいろと議論をしてまいりました。

第4次は、委員ではなかったのですが、事故情報の活用の仕方に関して専門調査会の議論に参画をさせていただきました。

それから、第5次、前期におきましては、今、新川委員から御紹介がございました地方消費者行政の在り方に関する専門調査会あるいは公益通報者保護法に関する専門調査会に参画をさせていただきました。

とにかく、問題が多岐にわたり、また、次々に新しい問題が出てくるということで、ついていくだけで大変というのが実感でございますけれども、何とか、もう2年間務めてまいりたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○二之宮事務局長 ありがとうございます。

本日御欠席の委員につきましては、私から簡単に御紹介させていただきます。

お一方は、柄澤委員でございます。

柄澤委員は、平成28年より、三井住友海上火災保険株式会社代表取締役会長を務められ、平成29年からMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社代表取締役社長グループCEOを務められるとともに、現在、日本経済団体連合会審議会副議長を務められています。

もう一方は、丸山委員でございます。

丸山委員は、慶應義塾大学法学部教授で、御専門は民法、消費者法でございます。

第2次消費者委員会における消費者契約法に関する調査業務や、第4次消費者委員会では、専門委員等を歴任されてございます。

以上でございます。

#### 《 4. 委員長の互選 》

○二之宮事務局長 続きまして、委員長の互選を行いたいと思います。

消費者庁及び消費者委員会設置法第12条第1項は、消費者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する旨が規定されています。

委員長候補者について、自薦あるいは他薦でも結構ですので、どなたか御推挙いただけますでしょうか。

受田委員、お願いします。

○受田委員 受田でございます。

私としては、山本委員を委員長に推挙させていただきたいと考えております。

その理由でございますけれども、まず1つ目は、社会と消費者のニーズの変化への対応の必要性が理由でございます。

御存じのとおり消費者庁、消費者委員会設立から10年を迎え、消費者行政をめぐる課題も大きく変化しつつあります。こうした変化に的確に対応するためには、消費者問題の現状に加え、今後10年を見据えた消費者行政の推進体制等についても考慮した上で、委員会として意見等を発出していくべきだと考えます。

委員長は、これまで民法・消費者法、企業倫理が御専門の委員が就かれてきたところでございますけれども、委員会としてこうした変化に対応していくため、第6次においては、行政法の専門家であり、行政の推進制度等の分野にも特に見識が深い山本委員が適任であると考え次第でございます。

2つ目は、山本委員のこれまでの実績が理由でございます。

先ほどもございましたように、山本委員はこれまで第3次委員会、第5次委員会で委員をお務めになられ、第4次におきましても専門委員を務められるなど、これまでに消費者問題の解決に向けて尽力されてこられたと承知しております。消費者委員会の継続性の観点からも、山本委員が適任であると考え次第でございます。

以上の理由により、山本委員の第6次の委員長に推薦申し上げたいと存じます。

以上です。

(「賛成」と声あり)

○二之宮事務局長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

候補者がお一人のようですので、山本委員を委員長と選任することについて、ただいま賛成という意見もございましたが、御異議等ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○二之宮事務局長 なお、本日、御欠席の柄澤委員及び丸山委員からも事務局において意向を確認させていただきましたところ、一任したい旨の連絡をいただいております。

それでは、委員の互選により、山本委員を委員長に選任することについて決定いただきました。



ここからは、山本委員長に議事進行役をお願いしたいと思います。

山本委員長におかれましては、正面中央の委員長席にお移りいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

(山本委員長、委員長席へ移動)

○山本委員長 ただいま委員長に選任をされました山本です。甚だ非力ではございますけれども、皆さんのお力をかりながら、何とか務めていければと思っております。

先ほど来の話がいろいろございますけれども、現在の消費者行政をめぐる環境は大きく変化しております。人口減少、高齢化、そして情報技術の飛躍的な発達といったようなことがある中で、いかに今までの消費者行政、消費者法の考え方の重要な部分を維持しながら、しかし、新しい環境に対応するために、新たな考え方をどういうふうを導入していったらいいかと、その辺りのバランスあるいは見極めが非常に難しい時代情勢にあるというふうに思います。

その中で、私の専門分野はごく限られております。今回の委員の皆様顔ぶれを見ますと、非常に多岐にわたる分野から、それぞれの深い御知見を持った方々が選任されていると思います。委員の皆様だけでなく、もちろん事務局はそうですし、それから、内閣府全体あるいは行政機関全体、そして消費者の皆様全体とも、こういった新しい時代における消費者行政の在り方について考えていければと思っております。

というわけで、本当に皆様のお力をお借りしながらということでございますけれども、2年間、どうかよろしくをお願いいたします。

なお、消費者庁及び消費者委員会設置法第12条第3項は、委員長はあらかじめ委員長代理の指名を行うということが規定されております。私といたしましては、先ほど御紹介がございましたように、弁護士の立場から長年消費者問題に取り組まれてこられた片山委員をお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片山委員 謹んでお受けいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、片山委員長代理におかれましては、委員長の隣の委員長代理席にお移りいただければと存じます。

(片山委員長代理、委員長代理席へ移動)

○山本委員長 一言いただけますでしょうか。

○片山委員長代理 非力ですし、経験不足ですが、委員長、皆さんと一生懸命コミュニケーションをとって務めてまいりたいと思っております。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

## 《 5. その他（消費者委員会の下部組織について） 》

○山本委員長 続きまして、その他の議題といたしまして、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会、地方消費者行政専門調査会について、事務局より確認事項があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○二之宮事務局長 事務局より、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会、地方消費者行政専門調査会の調査審議の継続等についてお諮りしたいと思います。

これらの部会・専門調査会については、第5次消費者委員会においても、調査審議を行っていただいていたところでございますが、これらの部会・専門調査会に所属されていた臨時委員・専門委員の任期は、第5次消費者委員会の委員同様、本年8月末で満了しているところでございます。

他方、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会については、法令等により与えられた任務を遂行するために、また、地方消費者行政専門調査会については、第5次委員会において論点整理まで御検討いただきましたところ、遅滞なく調査審議を再開する必要があることから、第6次消費者委員会においても、その活動を継続することとしてよろしいか、御確認をお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明のありました点について、何か御意見はございますでしょうか。

特に御異議がないということでしたら、ただいま御説明がございましたように、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会、地方消費者行政専門調査会につきまして調査審議を開始できるよう、所要の手続を進めていただきたいと存じます。

なお、消費者委員会令第1条は、第2項におきまして部会に属すべき委員については委員長が指名する旨を、また第3項において、部会長について当該部会に属する委員のうちから委員長が指名するということを規定しております。

私といたしましては、食品化学の専門家として食品の品質向上や安全確保等について研究をしてこられ、また、前期、第5次の消費者委員会でも食品表示部会の部会長として遺伝子組換え食品表示制度に係る食品表示基準の一部改正についての答申等取りまとめに大変な御尽力をいただきました、受田委員に、引き続き食品表示部会と新開発食品調査部会のメンバーとなっただき、部会長をお務めいただきたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、受田委員から一言お願いいたします。

○受田委員 今、委員長から両部会の部会長の御指名をいただきました。

微力でございますけれども、謹んでお受けさせていただきたいと存じます。

なお、新開発食品調査部会並びに食品表示部会におきましては、これまで2年間、諮問に対する答申あるいは食品表示部会におきましては、食品の表示に関する全体像について提言を発出させていただいております。

この第5次における部会の議論あるいはそれまでの委員の御意見等をしっかりと踏まえた上で、

第6次も継続性を持って、しっかりと審議を進めてまいりたいと思うところでございます。

なお、保健機能食品制度に関しましては、平成27年度より、機能性表示食品が制度化をされ、現在までで恐らく2,200に届こうかという届出がなされているところでございます。

一方、特定保健用食品に関しては、その個別許可の件数は、それと比べると伸び悩んでいるという状況です。さらには、消費者意向調査における消費者の理解度等についても、様々な課題を抱えていると承知をしております。

そういう中で、この2年間、様々な専門的な知見、また、消費者のお立場の御意見を踏まえた上で、消費者にとっても、また、事業者サイドにとっても、それを通じた社会にとっても実り多き議論を展開してまいりたいと思うところでございます。

2年間、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 大変なお役目ですけれども、よろしくお願いいたします。

---

## 《 6. 閉会 》

○山本委員長 本日の議題は、以上になります。

最後に事務局より、今後の予定について御説明をお願いいたします。

○福島審議官 次回の本会議の日程、議題につきましては、決まり次第、委員会ホームページ等を通じてお知らせをいたします。なお、委員の皆様におかれましては、この後、委員間打合せを行いますので、委員室にお集まりください。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、本日、これにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。